

**令和5年度小規模保育事業A型
の設置・運営事業者募集要領
(令和7年4月1日開設)**



令和6年1月

**鹿児島市 こども未来局
保育幼稚園課**

《目 次》

1. 募集の趣旨	2
2. 募集の概要	2
3. 応募資格	4
4. 応募条件	5
5. 施設運営	9
6. 補助金	11
7. 応募の手続き・問い合わせ等	12
8. 選定	13
9. 失格事項	14
10. 選定後の取消	14
11. 辞退	14
12. その他留意事項	15
13. スケジュール（予定）	16
14. 問い合わせ先	17
別添1：評価基準	18
別添2：設備及び運営に関する基準	19

1. 募集の趣旨

鹿児島市では、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）の中間見直しに基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業（小規模保育事業A型）により、保育の受け皿の確保を行うこととしております。

今回、受け皿確保の一環として、新たに小規模保育事業A型を設置・運営する事業者を募集します。

なお、施設の整備については、補助金の活用や自己資金等により整備しますが、補助による整備は、国の「保育対策総合支援事業補助金」を活用する予定のため、国、市の予算が不成立となる場合がありますので、予めご了承ください。

2. 募集の概要

(1) 募集する施設

小規模保育事業A型

(2) 定員

6人以上19人以下

※0歳児の定員は、定員全体の10%程度とし、希望者が必ず進級できるように設定してください。

(0歳 ≤ 1歳 ≤ 2歳)

(3) 開所日

令和7年4月1日

(4) 募集区分

区分	概要
補助型	市の「保育所等設置支援補助金」を受けて、賃貸物件等を活用した施設整備を行う。
自主整備型	事業者が自己資金等により施設整備を行う。

マグマシティ PRキャラクター
火山の妖精 マグニオン



マルニオン

(5) 募集区域

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しと令和5年11月時点の確保必要数の見込みを踏まえ、以下の区域において募集を行います。

なお、募集定員は、他の施設整備等による確保も含めた市全体の目安となります。

単位 (人)

区域名	町丁名	募集定員 (目安)	
		3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
谷山北部	五ヶ別府町、星ヶ峯1～6丁目、皇徳寺台1～5丁目、山田町、中山町、中山1～2丁目、自由ヶ丘1～2丁目、桜ヶ丘1～6丁目、小原町、魚見町、東谷山1～7丁目、清和1～2丁目、希望ヶ丘町、小松原1～2丁目、東開町	0	20
谷山	西谷山1～4丁目、清和3～4丁目、上福元町、谷山中央1～8丁目、下福元町、慈眼寺町、和田1～3丁目、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、七ッ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目	0	60
伊敷	伊敷町、伊敷1～8丁目、伊敷台1～7丁目、西伊敷1～7丁目、千年1～2丁目、花野光ヶ丘1～2丁目、下伊敷町、下伊敷1～3丁目、小野町(西之谷を除く)、小野1～4丁目、犬迫町、小山田町、皆与志町	0	50
松元	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町	0	90
計		0	220

※募集定員(目安)に達していない場合であっても、基準に則り審査を行いますので、不選定となることがあります。

また、既存施設の利用定員の減等を踏まえ、募集定員を超えて選定する場合があります。

※谷山地区、松元地域においては、別途募集する「令和5年度認可保育所の設置・運営事業者募集要領(令和8年4月1日開設)、令和5年度幼保連携型認定こども園の設置・運営事業者募集要領(令和8年4月1日開設)」での受け皿確保(谷山地区2施設、松元地域1施設、定員60～70人)を優先します。

※「3号(0歳)」の募集定員は「0」としていますが、他の年齢児の定員設定を踏まえ、適切に設定してください(定員全体の10%程度)。

(定員の設定例)

年齢	0歳	1歳	2歳	計
人数	2人	8人	9人	19人

3. 応募資格

下記の要件を全て満たしていること。

(1) 法人（社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人、株式会社 等）であること。

※政治的な目的のために結成された法人を除く

(2) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、施設の運営を適切に行う能力を有するもの。

※保育所等の運営実績は必須ではありませんが、応募日現在において、継続して、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定により、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けているもの）、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所・認定こども園を除く）のいずれかを運営している場合、施設類型や事業継続年数等に応じて評価基準における加点の対象とします。

(3) 納期の到来している国税、(都)道府県税、市(区)町村税、社会保険料、水道料金及び下水道使用料を完納していること。

(4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- ・ 鹿児島市暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島市条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員
- ・ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ・ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(5) 過去 5 年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む）。

(6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(7) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に該当しないこと。

4. 応募条件

下記の要件を全て満たしていること。

(1) 土地及び建物について

- ①自己所有であること又は貸与を受けていること。(差押物件や仮差押物件は不可)
- ②貸与を受けている場合、以下ア～オの要件を満たすこと。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次の a～c いずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において開所予定日から10年以上であること。
 - b 貸主が、地方住宅公社等の信用力の高い主体であること。
 - c 国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
 - イ 賃借料について、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ウ 賃借料について、安定的に支払い得る財源が確保されていること。
 - エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
 - オ 国又は地方公共団体から貸与を受ける場合を除き、定期借地契約、事業用定期借地契約など、更新できない契約ではないこと。
- ③抵当権が設定されていないこと。ただし、以下ア又はイのいずれかの要件を満たす場合はこの限りでない。
 - ア 土地・建物が自己所有である場合、抵当権（根抵当権の場合は不可）が抹消される具体的な見込みがあること。

また、今回応募する施設の整備に係る抵当権以外の新たな抵当権を設定しないこと。

※自己所有の土地・建物に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出すること。

(今後、土地・建物を自己所有とし、抵当権を設定する場合も抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出すること。)
 - イ 土地・建物の貸与を受ける場合、賃借権の登記を行うとともに、民法第387条に規定する先順位抵当権者の賃借権優先の同意登記を行うこと。
- ④建物については、鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月29日条例第50号）、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）その他関係法令及び関係通知に適合した建物であること。

なお、既存建物を活用する場合は、以下ア～ウの要件を満たしていること。

 - ア 一級建築士による意見書（申込書様式第8号）により、建物が先述の法令等に適合していること（又は改修等により適合させられること）が証明されていること。
 - イ 検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証が交付されていない場合は、

一級建築士による調査等により建物の法適合が確認でき、交付を受けている場合と同等の取り扱いができることが保障されていること。

※施設の延床面積が200㎡を超える場合、整備事業者として選定後、すみやかに建物用途を建築基準法における「特殊建築物(保育所)」に変更する手続きを行うこと。

ウ 昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること。ただし、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物のうち、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものは含む。

- ⑤土地利用や建築行為が規制される地区においては、事前に関係所管課と調整を行っていること。
- ⑥砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域でないこと。
- ⑦鹿児島県建築基準法施行条例第3条第1項の規定による制限（かけ規制）を受けない建物であること。
- ⑧敷地の周囲100m以内（商業地域は50m以内）に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）」の適用を受ける施設が無いこと。（距離の計測は、鹿児島県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の考え方に準拠します。）

※申込時点で、土地又は建物の取得又は貸与がなされていない場合には、取得又は貸与が確実に見込まれること（売買承諾書、確約書等の写し）が必要です。

※整備に伴い、独立行政法人福祉医療機構から融資を希望する事業者は、本市の承認が必要となりますので、申込書様式4-1号「資金計画について」に、必ず記載してください。

(2) 資産等について

以下の要件を満たしていること。

- ①保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金・当座預金等により有していること。
- ②社会福祉法人以外の者が設置主体となる場合、①とは別にa、bそれぞれの場合において(i)と(ii)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金・定期預金・国債等）により保有していること。
 - a 土地又は建物の貸与を受ける場合
 - (i) 1年間の賃借料に相当する額（開所後、賃借期間中で1年間における最大額）
 - (ii) 1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）
 - b 土地を借入にて新たに取得する場合（土地取得費用を償還中の場合）
 - (i) 土地取得費用に対する1年間の償還額に相当する額（開所後、償還期間中で1

年間における最大償還額)

(ii) 1,000万円(1年間の償還額が1,000万円を超える場合には当該1年間の償還額相当額)

③直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。また、直近の決算期において債務超過となっていないこと。

(3) 職員について

施設長(管理者)を配置すること。施設長(管理者)は、社会福祉事業に対して理解、能力及び熱意を有していること、並びに、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時その事業所の運営管理業務に専従し、かつ、有給の者(給付費からの給与支出がある者)であること。

この場合の「児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の職員として2年以上従事した者

イ 国又は地方公共団体の職員として児童福祉業務(児童福祉施設に関わる業務をいう。)に2年以上従事した者

ウ 児童福祉法第12条に規定する児童相談所の職員として、児童相談所の業務に2年以上従事した者

エ 幼稚園の職員として2年以上従事した者

オ 本市の補助対象となっている認可外保育施設または企業主導型保育施設において、2年以上勤務している者であつて、保育士資格を有する者又は施設長として2年以上の実務経験がある者

カ 次に掲げるいずれかの研修会を受講し、修了証の交付を受けた者

(ア) 社会福祉法人日本保育協会が実施する初任保育所長研修会

(イ) 社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する社会福祉施設長資格認定講習課程又は社会福祉施設長研修会

(ウ) こども家庭庁の主催により、公的機関等が実施する保育所長研修と認められる研修会

※エ又はオの要件に該当する者で、カの要件に該当しない者は、保育所設置認可を受けてから1年以内にカに定めるいずれかの研修会を受講すること。

(4) 地域等の理解について

小規模保育事業所の整備及び運営を円滑に進めるためには、地域住民等(特に隣接敷地の住民、町内会等)の理解と協力が必要になることから、必ず応募前に整備計画の説明を行い、理解と同意を得るよう努めること。(チラシ等のポスティングではなく、応募者自らが直接説明をすること。なお、コンサルティング業者のみでの説明は行わないこと。)

また、選定された場合、上述と同様に地域住民等へ、工法、スケジュール、連絡先、工事車両の運行、騒音等に関する地元説明会の開催など、丁寧かつ十分な対応を行うこと。

開所後においても、送迎時の対応などを明確にし、小規模保育事業所内外の行事や地域住民等との触れ合いなどを通して、地域社会との交流や連携を図るよう努めること。

(5) 連携施設について

小規模保育事業の利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び小規模保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保していること。

連携事項の分類	内容	連携内容の具体例（※）
①保育内容の支援	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な小規模保育事業者に対する相談、助言その他保育の内容に関する支援を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児及び保護者等への支援について、連携施設へ相談を行い、助言を受ける。 ・連携施設における定期的な合同保育（行事への参加等）により、集団保育の機会を確保する。 ・運動遊びを通じた利用乳幼児の健康増進に向け、連携施設の屋外遊戯場等を定期的（月数回程度）に開放する。 ・小規模保育事業所において自園調理を行わない場合、連携施設で調理した給食を搬入する。 ・連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じて連携施設と合同の健康診断を行う。 <p style="text-align: right;">等</p>
②代替保育の提供	必要に応じて、代替保育（小規模保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該小規模保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所の利用乳幼児に対し、連携施設において代替保育を提供する。 ・連携施設から職員の派遣を受け、小規模保育事業所において代替保育を提供する。 <p style="text-align: right;">等</p>
③卒園後の受け皿	小規模保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児にかかる保護	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所を卒園する児童の保護者の希望に基づき、優先的に利用できる枠（連携枠）を確保する。

	者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	等
--	--	---

※ここで例示しているものに限らず、国通知（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」（平成26年9月5日：雇児発0905第2号））等も参考に、具体的な連携の内容については、連携施設側と協議の上、取り決めてください。

（その他条件）

- ・小規模保育事業者は、連携施設を運営する者との間で、連携項目の内容について、その具体的な内容や方法、費用等を協議し、協定書を取り交わすこと。なお、小規模保育事業者と同一の設置者が運営する施設を連携施設とする場合は、法人の意思決定機関において、連携協力の内容に係る事項を協議することとし、その内容を議事録等に記録し、保存すること。（申込時点では、確約書等の提出でも可）
- ・連携施設の所在地は、原則として、鹿児島市内の施設とすること。また、利用乳幼児及び保護者に配慮した距離を考慮し、小規模保育事業所と同じ区域内若しくは隣接区内に確保すること。
- ・「③卒園後の受け皿」については、原則として、小規模保育事業者が提供していた保育時間等と同等の内容を提供すること。なお、連携枠は、2号定員により2歳児の利用定員数を確保するものとし、これを満たした場合に限り、1号定員による確保も可能とする。

（6）その他設備及び運営に関する基準

屋外遊戯場（園庭）に関する基準や保育士等の配置基準等については、別添2「設備及び運営に関する基準」によること。

5. 施設運営

保育所の運営については以下の項目を満たす必要があります。

（1）開所日

月曜日～土曜日

（2）開所を要しない日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）

（3）開所時間

2・3号認定児の保育時間は、以下のとおり設定すること。

保育標準時間：午前7時から午後6時までの11時間

保育短時間：上記保育標準時間のうち、8時間

(4) 延長保育

延長保育を午後6時以降に1時間以上実施すること。

(5) 利用定員

利用定員の設定については、整備事業者として選定された後の変更はできないため、施設の規模及び保育士確保見込み等を十分考慮し、設定すること。

※利用決定にあたっては、市が、保護者の希望及び保育の必要性に基づき利用調整を行い、利用内定者を決定します。利用申込状況により、応募の際に設定した年齢区分ごとの利用定員どおりとはならない場合においても、利用定員総数を受け入れるよう努めてください。

(6) 経営担当役員等

社会福祉法人又は学校法人以外の者が設置主体となる場合は、以下ア～イの事項について、それぞれ要件を満たすこと。

ア 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

イ a又はbに該当すること。

a 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

b 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含むこと。

(7) 運営に関するその他留意事項

- ① 運営に当たっては、関係法令及び関係通知等を遵守し、健康管理・検診・安全管理（避難及び消火に対する訓練など）の実施及び苦情処理体制の確立を図ること。
- ② 園児の健康診断は、年2回以上行い、項目は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条を参照すること。また、新入園児は、入所時の健康診断も別途行うこと。
- ③ 一時預かり事業の実施を希望する場合は市と協議すること。

6. 補助金

「鹿児島市保育所等設置支援補助金」を受けて整備を行う場合、補助の基準を満たす必要があります。以下に概要をまとめておりますが、「鹿児島市保育所等設置支援補助金交付要綱」を必ず確認してください。

項目	概要
補助金名	鹿児島市保育所等設置支援補助金
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室等を設置するための改修費（外構工事を除く）及び備品購入に要する経費 ・ 改修期間中の家賃、事業所の賃借における礼金（敷金・保証金は含まない） ※市の補助金交付決定が通知される前に行った工事等の費用は対象となりません。
工事業者	工事業者の決定にあたっては、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること
補助基準額（対象経費）の上限	1施設あたり38,223千円
補助額	1施設あたり28,667千円（上限） ※補助基準額の3/4の額
その他条件	その他、ここに記載のないもの含めて、「鹿児島市保育所等設置支援補助金交付要綱」によるものとする
補助金の返還	当該補助金を受給し、事業の運営を開始した後、何らかの事情により事業を廃止する場合には、設備の耐用年数等に応じて、補助金の返還を求める場合があります。 ※事業の廃止または休止に関しては、市の承認が必要となり、事業者の意思のみで行うことはできませんので留意ください。

※当該補助金は、国の「保育対策総合支援事業補助金」を活用する予定のため、国、市の予算が不成立となる場合があるほか、国の予算等の関係で、補助基準額、補助率、補助額等が変更となる場合があります。このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては一切その責を負いませんので、補助型にて整備を予定する事業者は、この点について、あらかじめ了承の上、申込書をご提出ください。

7. 応募の手続き・問い合わせ等

(1) 募集要領・申込書について

市ホームページに掲載

ホーム > 子育て・教育 > 保育所・幼稚園・認定こども園など > 事業者の方へ > 保育所等施設整備関係 > 令和5年度認可保育所等の設置・運営事業者募集（令和7年4月1日開設、令和8年4月1日開設）

(2) 説明会の開催【事前申込制】

① 日時

第1回：令和6年1月22日（月）午後1時30分から午後3時まで

第2回：令和6年1月23日（火）午後1時30分から午後3時まで

（両日ともに同内容の説明を行います。）

② 場所

鹿児島市役所本館2階講堂（鹿児島市山下町11-1）

（公共交通機関のご利用のご協力をお願いいたします）

※説明会当日は、募集要領及び募集申込書等の準備はいたしませんので、参加される方は、各自で市HPから印刷のうえ、ご持参ください。

(3) 質問書の受付

令和6年1月24日（水）から令和6年2月22日（木）まで

※質問がある場合は、別紙質問書により17ページの問い合わせ先まで電子メールで送付してください。

(4) 申込書の事前確認

令和6年3月1日（金）から令和6年3月15日（金）まで

申込みを希望される事業者は、下記事項に注意の上、必ずこの期間に申込書等の事前確認を受けてください。

① 月曜日から金曜日（開庁日に限る）までの午前8時30分から午後5時15分まで

② 必ず事前予約を行ってください。

③ 必ず事業者の職員等で計画内容を熟知している方がお越しくください。（設計会社やコンサルティング会社の方のみの事前確認は受け付けません。）

④ 事前確認期間は、申込書等は全てご持参ください。

（申込内容の確認を行うため、可能な限り、計画内容を整理されてからお越しくください。）

(5) 申込書の受付期間

令和6年3月18日（月）から令和6年3月29日（金）まで

① 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

② 申込書は事前予約の上、直接持参によりご提出してください。（郵送は不可）

③ 申込書及び添付書類に不備や記入漏れ等がないか、確認の上、提出してください。

④ 申込書に不備や不足がある場合でも対応できるよう、早めの提出をお願いいたします。

(6) 申込書

「令和5年度認可保育所等の設置・運営事業者募集（令和7年4月1日開設）に関する申込書」等一式

(7) 提出部数

応募1件につき、1部

①申込書はA4縦のフラットファイル（左2穴）に綴じ、背表紙には設置予定施設名（仮称）を記載してください。

②添付書類も含めすべて日本語及びメートル法を使用し、A4縦サイズとしてください。ただし、図面、工程表及び申込書様式第7号等別途指示のあるものについては、A3サイズにしてください。

③申込書及び添付書類は、各書類の前に白紙を挿入の上、白紙にインデックス（提出書類一覧表の番号のみ記載）をつけてください。

(8) 提出場所

鹿児島市 こども未来局 保育幼稚園課 企画係（市役所本館1階9番窓口）

(9) その他

①応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は鹿児島市情報公開条例に基づく開示の対象となる場合があります。

②必要に応じ追加資料を提出していただくことがあります。

③申込書提出後は、原則として計画内容の変更、書類の差し替え等は認められません。（本市から個別に修正等の指示があった場合を除く。）やむを得ず軽微な変更が生じる場合は、必ず事前に本市と協議の上、承認を受ける必要があります。

8. 選定

提出いただいた申込書により、応募資格の有無や内容を確認した後、各事業者へのヒアリングを実施します（申込代表者及び施設長就任予定者を対象）。その後、本市施設整備審査会において、児童福祉法、本市条例その他の関係法令及び関係通知等並びに募集要領に定める評価項目に基づき総合的に審査し、選定されます。結果については、選定・不選定にかかわらず文書で通知します。また、本市ホームページにおいても評価項目の得点等について公表します。

なお、評価項目を概ね満たしている場合でも、募集区域の応募状況により不選定となる場合があります。

また、応募内容に不適当な項目があると判断された場合や、評価項目における総点数が著しく低い場合、不選定となる場合があります。

(選定後の資料作成等)

選定された事業者は、令和7年4月の開所に向けて市が行う「認可」及び「確認」において、詳細な資料を作成の上、提出していただきます。(補助型の整備を行う場合は、鹿児島市保育所等設置支援補助金の申請資料も必要となります。)

必要資料については、その都度お知らせしますので、速やかな作成及び提出をお願いします。なお、整備事業者として選定を受けた後の計画変更は原則として認めません。

9. 失格事項

次に該当する場合は、失格とします。(選定後に判明した場合も含む)

- ①募集要領に示した応募資格や応募条件を満たしていないと認められた場合
- ②応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- ③本市の承認なく、計画内容等の変更を行った場合
- ④募集要領等に示した提出書類の作成及び事業実施に関する条件に違反した場合
- ⑤保育幼稚園課との事前確認を行っていない場合
- ⑥地域住民等への説明等を行ったものと認められない場合
- ⑦整備予定地等について、建築基準法など、法令等による制限に関して、関係所管課と協議を行っていない場合
- ⑧選定及び審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑨市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められた場合
- ⑩その他不正行為があった場合

10. 選定後の取消

審査会選定後、次のいずれかに該当することとなった場合には、選定を取り消します。

- ①事業者が自ら候補を辞退する場合
- ②事業者が「9 失格事項」に該当することが判明した場合
- ③事業開始までに応募資格を有しないこととなった場合
- ④申込書で指定した用地等の確保が不可能となった場合、又は不可能と見込まれた場合
- ⑤申込書において提案した内容を実行することが不可能となった場合、又は不可能と見込まれた場合

11. 辞退

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、事業者名、代表者名を記載し、辞退理由を明記のうえ、法人印の押印のある辞退届を提出してください。(様式任意)

選定後の辞退は、本市の事業計画に重大な支障を来すことになるため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

1 2. その他留意事項

- ①その他、施設の設置・運営にあたっては、本募集要領に記載のない事項については、関係法令・通知・条例等をよく確認し、遵守すること。
- ②施設の名称については、市内に同一名称の保育所等があるなど混同を招くようなもの、他者の商標権を侵害するようなものは認められません。
- ③必要に応じて、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行う場合があります。

マグマシティ PRキャラクター
火山の妖精 マグニオン



リキニオン



メガニオン



ベビニオン

13. スケジュール（予定）

整備事業者として選定された場合のスケジュールの目安です。

時期	内容
令和6年1月12日	募集要領公開
令和6年1月22日 23日	説明会
1月24日 ～2月22日	質問書受付（随時回答）
3月1日 ～3月15日	申込書の事前確認
3月18日 ～3月29日	申込書等の提出
4～5月	事業者ヒアリング 審査（※必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。）
6月下旬	事業者選定（施設整備審査会） ※独立行政法人福祉医療機構の融資対象施設選定
7月上旬	選定結果通知（文書）※市ホームページにおいても公表
7月中旬～8月上旬	認可・確認に係る申請（※以後、提出書類は複数回に分けて提出を求めます。） 補助金交付申請（補助型のみ）
8月下旬 （補助金交付決定後）	入札準備・入札・契約（工事）（補助型の場合）
9月～ 令和7年2月	工事（補助型の場合）
10月中旬	意見聴取（児童福祉専門分科会、子ども・子育て会議教育・保育部会）
令和7年2月末まで	完了検査
3月末	認可・確認
4月	開所（4月1日） 補助金請求（補助型のみ）
5月	補助金交付（補助型のみ）

14. 問い合わせ先

鹿児島市 こども未来局 保育幼稚園課 企画係

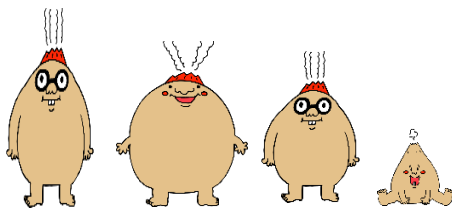
住所：〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号（本館1階）

TEL：099-216-1223

電子メール：hoi-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

マグマシティ PRキャラクター

火山の妖精 マグニオン



リキニオン マルニオン メガニオン ベビニオン

評価基準（小規模保育事業A型）

評価項目			
大項目	中項目	小項目	配点
			300
1 地理的条件等			50
土地		① 確実に事業継続できる土地を確保しているか。	10
		② 抵当権が設定されていないか。	5
		③ 敷地に面する道路が狭くないか。	5
		④ 敷地に面する道路に歩道が設置されているか。	5
建物		⑤ 確実に事業継続できる建物を確保しているか。	10
		⑥ 抵当権が設定されていないか。	5
		⑦ 整備定員1人当たりの補助額はどの程度か。	10
2 施設・設備			55
保育室等		① 保育室等の設置階数は緊急避難等に配慮した配置となっているか。	10
		② 保育室・遊戯室の広さは、基準以上の余裕があるか。	10
		③ 乳児室・ほふく室の広さが基準以上の余裕があるか。	10
		④ 乳児室・ほふく室は、柔軟な受入れが可能か。	5
		⑤ 区画された、事務・医務・調乳・沐浴・職員の休憩のスペースが設置されているか。	5
駐車場		⑥ 送迎用駐車場は十分な数を確保しているか。	5
園庭		⑦ 屋外遊戯場（園庭）を同一敷地内に確保しているか。	10
3 保育内容			110
応募の目的、運営理念		① 応募の目的、運営理念が適切であるか。	15
		② 施設の運営方針に具体性があり、実効性が高いと認められるか。	15
給食		③ 自園調理であるか。	10
特別保育の内容		④ 延長保育は必須時間（1時間）を超えて実施するか。	5
		⑤ 一時預かり事業を実施するか。	5
利用定員		⑥ 利用定員の設定は（受け皿はどの程度確保されるか）	15
職員		⑦ 要件を満たした施設長が配置されるか。	10
		⑧ 保育士等が確保されているか。	10
		⑨ 保育士等確保の取組に具体性や実効性があるか。	10
		⑩ 保育の質の向上や職場環境向上につながる職員の研修計画等の内容及び時期が具体的に示されているか。	5
		⑪ 不適切保育未然防止に向けた取組が市のガイドラインに基づいているか、具体性や実効性があるか。	10
4 運営			75
運営の安定性（法人）		① 応募事業者（法人）が、法人の事業を運営する上で十分な現金、普通預金、当座預金を有しているか。	10
		② 応募事業者（法人）における資産の状況（純資産比率など）	10
運営の安定性（施設）		③ 開設後の施設運営が償還等を含めて適切に計画できているか。	10
		④ 総事業費に占める自己資金の比率はどうか。	10
運営実績		⑤ 児童福祉施設等の運営実績があるか。	10
近隣への対応		⑥ 応募前に近隣住民等へ説明等を行い、理解が得られていると認められるか。	15
		⑦ 選定を受けた後の、地域住民等への説明について、具体的な方法・スケジュールが示されているか。	5
		⑧ 開園後の運営について講じる方策（保護者による送迎時の周辺交通対策や地域住民との交流等）	5
5 連携施設			10
連携施設の確保		① 卒園後の受け皿となる連携施設の確保の状況等は	5
		② 連携施設への移動距離はどの程度か	5

設備及び運営に関する基準（小規模保育事業 A 型）

1 職員配置

(1) 施設長（管理者）のほか、保育士は、以下の配置基準に基づいた配置が必要となります。

【配置基準】

0 歳児 … おおむね 3 人につき、保育士 1 人

1、2 歳児 … おおむね 6 人につき、保育士 1 人

※ 上記により算出した職員数に保育士を 1 名追加で配置が必要となります。

※ 保健師、看護師または准看護師を 1 人に限り、保育士として算定することができます。

※ その他、運営に対して支払われる地域型保育給付において、職員配置基準に定める職員以外に、標準時間対応保育士等の配置が必要となります。

※ 保育士等の配置特例の適用により、一部、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者でも対応可能となります。

(2) 栄養士は、必ずしも常勤である必要はありませんが、給食の献立については、栄養士等による栄養管理に努めてください。

(3) 調理業務の全部を委託する場合、または連携施設等の搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができます。

(4) 嘱託医・嘱託歯科医を配置してください。

2 施設設備

(1) 保育室等の基準等

室名	基準等
乳児室又はほふく室	2 歳未満児：1 人当たり 3.3 m ² 以上
保育室又は遊戯室	2 歳以上児：1 人当たり 1.98 m ² 以上
屋外遊戯場	2 歳以上児：1 人当たり 3.3 m ² 以上 ※通路部分や花壇などは屋外遊戯場の面積に含まない。
調理設備	給食が必要な児童の定員に見合う面積を確保すること。 ※連携施設等の搬入施設から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備
便所	それぞれの階数の定員に見合う面積、設備を確保すること。

※ 実際には、定員を超過して児童を受け入れる場合がありますので、余裕を持たせる

設計となるよう努めてください。

- ※ 保育室又は遊戯室の面積は、各室の合計だけでなく、各室毎に面積基準を満たす必要があります。
- ※ 面積は、内法面積・有効面積で計算してください。
- ※ 特別保育を実施する場合は、必要に応じてそのスペースを確保してください。
- ※ 屋外遊戯場は、児童が転倒した際の安全面に配慮し、コンクリートなど硬い素材は避けてください。
- ※ 屋外遊戯場及び保護者送迎用駐車場の敷地の間は仕切りやフェンスなどで物理的に隔てる設計を行い、それぞれ独立して安全対策が図られるよう配慮してください。
- ※ 上階の床面積が大きい場合など、建築基準法において延床面積に算入される地上部分は、屋外遊戯場の基準面積とすることはできません。なお、児童が当該部分において任意に活動するスペースとしての使用は可能とします。

(2) 3号認定にかかる居室面積

「乳児室」及び「ほふく室」は1人当たり3.3㎡と規定されておりますが、園児のほふく開始の時期が異なるため、乳児室面積の広めの設定や乳児室とほふく室の部屋の仕切りは可動式とするなど、居室の必要面積確保が柔軟に対応できるような設計をお願いします。

(3) 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合の基準

- ① 2階に設置する場合 ⇒ ア、イ及びカの要件に該当するものであること。
- ② 3階以上に設置する場合 ⇒ アからクまでの要件に該当するものであること。

要件			
ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。		
イ	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
			2 待避上有効なバルコニー
			3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段	

	3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
		避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以上	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
ウ	<p>イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p>		
エ	<p>調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業A型の調理設備の部分が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>		

オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
カ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

※ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の配置につきましては、乳幼児の緊急避難時等の安全を考慮し、なるべく低層階での配置を検討ください。

※ 上記一覧表の各項目の詳細については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第2号）を参照し、適正な措置を講じてください。

(4) 屋外遊戯場

屋外遊戯場については、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上の広さを**同一の敷地内に確保し、施設の占有**としてください。

なお、地上に設けるものが通例ですが、耐火建築物においては、地上部面積で不足する場合には、以下の全ての要件を満たす場合に限り、屋上を屋外遊戯場の必要面積に算入することができます。

(既存建物を使用する場合で、便所の設置が困難な場合等は、要協議)

- ① 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ② 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- ③ 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする事。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

(4) - 2 屋外遊戯場（代替地）

上記、屋外遊戯場については、敷地内での確保が困難な場合において、次の基準を満たす場合は、代替地を屋外遊戯場としてみなすことができます。

- ① 公園・広場・寺社境内等でその所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、小規模保育事業所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること
- ② 基準面積以上の広さであること
- ③ 代替地での屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されていること
- ④ 代替地までの移動距離が概ね600m以内であること（園児の徒歩で10分程度の範囲内の距離）

※公園等を使用するにあたっては、地域の方や近隣の保育所等も使用する場所となりますので、お互いに譲り合いながら、安全に利用してください。

(5) 食事の提供

食事の提供については以下のとおりとします。

- ① 乳幼児に食事を提供するときは、原則、自園調理により行わなければならないが、搬入施設（連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院）において調理し、搬入する方法により行うことも可能である。
- ② 搬入施設からの搬入により食事を提供する場合においても、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

3 参考

こども家庭庁HP「子育て支援事業者の方向け情報」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha/>